

## 社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター指定生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する指定生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定生活介護の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定生活介護を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター指定生活介護事業所
- (2) 所在地 高知市百石町3丁目1番30号（南部健康福祉センター）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

- ・適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業者が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- ・生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- ・生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、定期的に生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- ・利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- ・他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 看護職員 1名以上（うち1名以上は常勤・兼務）

看護職員は、利用者に対し健康チェック及び看護業務等を行う。

(4) 生活支援員 5名以上（うち1名以上は常勤・兼務）

生活支援員は、利用者に対し必要な介護等を行う。

（営業日、営業時間、サービス提供時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分までとする。なお、営業日以外の日または営業時間外においても、サービス提供を行う場合がある。

（指定生活介護の利用定員及び対象者）

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

2 事業の対象者は、特定無しとする。

(指定生活介護の内容)

第7条 指定生活介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 健康チェック
- (3) 給食サービス
- (4) 日常生活上の支援
- (5) 創作的活動
- (6) 入浴サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) レクリエーション等
- (9) 第2号から前号までを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を実施するものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用は、実費とする。
- (2) 創作的活動に係る材料費
- (3) 日用品費等その他、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市の区域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定生活介護を利用するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 指定生活介護の利用時間内は職員の許可なく、当該施設から外出しないものとする。
- (2) 当該施設から外出を必要とする場合は、職員の許可を得るとともに、職員の同行又は利用者の家族が同行するものとする。
- (3) 入浴・食事サービス・機能訓練等を受ける時は、職員の指示に従うものとする。
- (4) 飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使等、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けた時は、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるとときは、事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、協力医療機関等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業者は、提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋に協力する。

4 事業者は、社会福祉法人高知市社会福祉協議会福祉サービス向上実施要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づき苦情解決に対応する。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者等の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者等の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 成年後見制度の利用を支援し、苦情解決体制を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）に

よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第 18 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適性化のための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

第 19 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 必要に応じ随時

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

6 事業者は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定生活介護の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

2 社会福祉法人高知市社会福祉協議会高知市障害者福祉センター身体障害者デイサービス事業運営規程(平成 15 年 4 月 1 日)及び社会福祉法人高知市社会福祉協議会高知市南部障害者福祉センター身体障害者デイサービス事業運営規程(平成 15 年 4 月 1 日)は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 16 日から施行し、この規程による改正後の社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター指定生活介護事業所運営規程の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。